

## 賃金の口座振込に関する労使協定

国立大学法人茨城大学（以下「大学」という。）と農学部労働組合執行委員長 小林 久は、労働基準法（昭和22年法律第49号）第24条第1項ただし書きに基づき、賃金の口座振込に関し、次のとおり協定する。

（対象者）

第1条 大学は、阿見事業場に勤務する教員、職員、継続雇用職員、非常勤講師、有期雇用職員及びパートタイム職員（以下「教職員等」という。）のうち、賃金の口座振込の意思を有する者に対し、賃金の口座振込をすることができる。

（賃金の範囲）

第2条 口座振込の対象となる賃金の範囲は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 基本給
- (2) 諸手当

（対象金融機関）

第3条 大学が、口座振込を行う金融機関は、銀行、商工組合中央金庫、信用金庫、信用組合、労働金庫、信用農業協同組合連合会及び信用漁業協同組合連合会とする。ただし、一部の金融機関について口座振込を行えない場合がある。

（口座指定）

第4条 大学は、前条に定める金融機関のうち、教職員等が指定する本人名義の預貯金口座に賃金を振り込むものとする。

（受領）

第5条 教職員等は、賃金支払日の当日に指定預貯金口座から賃金を受領することができる。

（申出）

第6条 教職員等は、口座振込の開始、預貯金口座の変更及び口座振込の取りやめを希望する場合は、前月の5日までに総務部人事課へ申し出なければならない。

（有効期間）

第7条 本協定の有効期間は、平成20年4月1日から平成21年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の3月前までに、大学又は過半数代表者から別段の申し出がない限り、引き続き1年間有効期間を延長し、以降も同様とする。

平成20年 3月28日

国立大学法人茨城大学長 菊池 龍三郎



農学部労働組合執行委員長 小林 久

